



# 総務省の今。

本誌では、総務省が発表した調査結果に関する様々なデータや最新のトピックスなどを紹介していきます。

## 災害情報を一括化して複数のメディアに配信する「公共情報 commons」の新しい名称が「Lアラート(災害情報共有システム)」に決定!

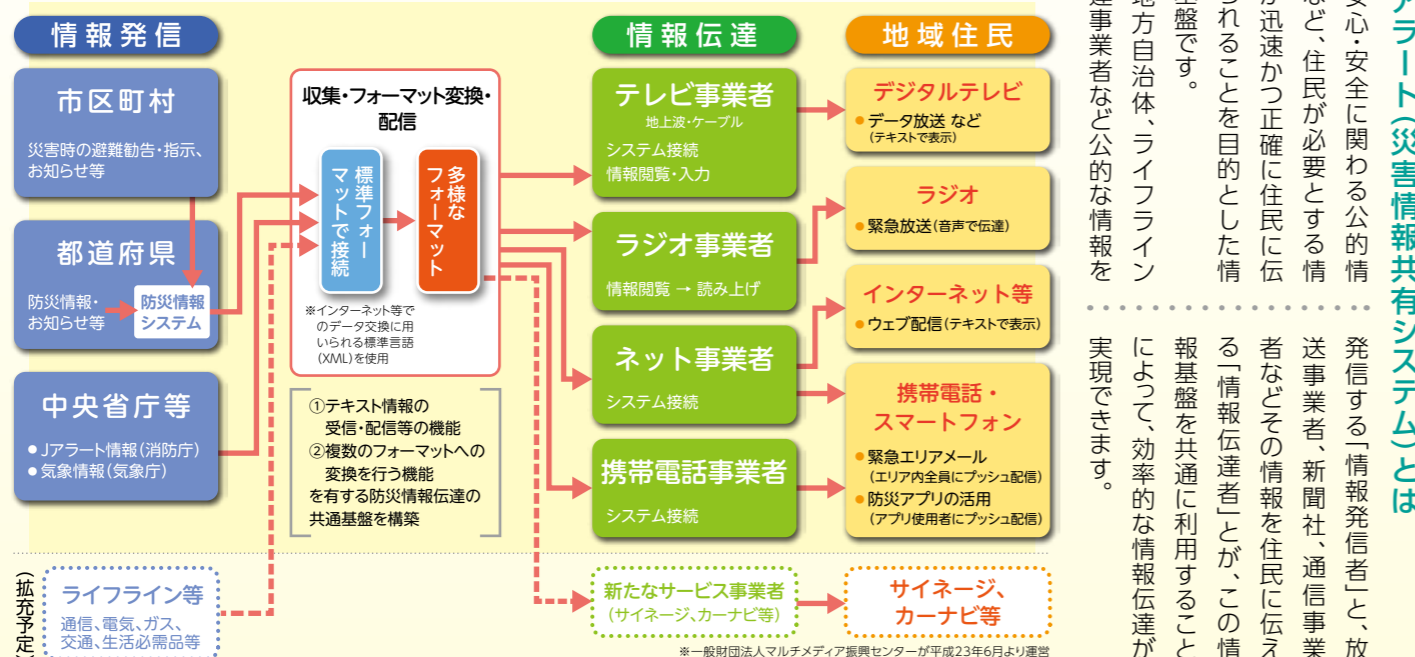
総務省は、災害情報を多様なメディアに一齐同報する共通基盤として地方公共団体に普及しつつある「公共情報 commons」の新たな名称を「Lアラート(災害情報共有システム)」に決定しました。

公共情報 commons は、地方自治体が発信する避難指示や避難勧告、土砂災害警戒情報を ICT の活用により一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもので、平成 23 年 6 月から運用が開始されました。このシステムを発展モデルとしてさらに進化させるため「情報を一人ひとりにすばやく届け、災害からみんなの安全を守る」をミッションとして掲げ、総務省が普及拡大に向けて新たな名称を含め検討を進めていました。このほど決定した新名称「Lアラート(災害情報共有システム)」は、国民により分かりやすい名称という観点から決定されたものです。

11月13日には、Lアラートの展望とその課題について検討を深め、その周知を図ることを目的としたシンポジウムの開催も予定(※)されており、今後ますますの発展・活用が期待されています。

※詳細は総務省の報道資料をご参照ください。(http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/h26latertsymposium.html)

### Lアラート(災害情報共有システム)の概要



Lアラート(災害情報共有システム)とは  
安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤です。

地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を実現できます。

発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が可能になります。

## ピックアップ TOPICS

### 新名称のコンセプト

- コンセプト1**  
市区町村など地域の災害情報等を共有する共通基盤として、発信された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステムを表現
- コンセプト2**  
災害時の地域のお知らせを地域の住民に迅速かつ確実に届けていくローカル(Local)な緊急警報(アラート)というメッセージ
- コンセプト3**  
災害の多いアジア諸国等に対する海外展開を念頭に置いたグローバルな呼称。市町村防災行政無線等を自動起動させて国民保護情報や津波警報等を瞬時に住民へ伝達する「全国瞬時警報システム(Jアラート)」と一対の仕組みとして展開



- 2** **ピックアップ TOPICS**  
「公共情報 commons」の新しい名称が「Lアラート(災害情報共有システム)」に決定!
- 4** **特集** 平成26年  
11月9日(日)▶15日(土)  
**秋季全国火災予防運動**を実施します!
- 8** **MIC FOCUS 01**  
11月9日は119番の日
- 12** **MIC FOCUS 02**  
電気通信サービスの苦情・相談を受け付けています!
- 16** **MIC NEWS 01**  
平成27年(2015年)から  
家計消費状況調査において  
ネットショッピングの把握を充実します
- 18** **MIC NEWS 02**  
視聴覚障害者や高齢者に配慮した  
字幕放送などの普及促進
- 20** **地方のかがやき**  
まちに活力を生む「宝」の再発見  
**岩手県 二戸市**

平成26年度 全国統一防火標語

もういいかい 火を消すまでは まあだだよ

平成26年11月9日(日) ▶ 15日(土)

# 秋季全国火災 予防運動を 実施します!

平成25年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、48,095件。

1日あたり約132件の火災が発生していたことになります。

火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、  
防火意識を高めることが大切です。



毎年千人前後の方が  
住宅火災の犠牲に

平成25年中の火災による総死者数は1,625人、このうち、住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと1,097人と半数以上を占めています。

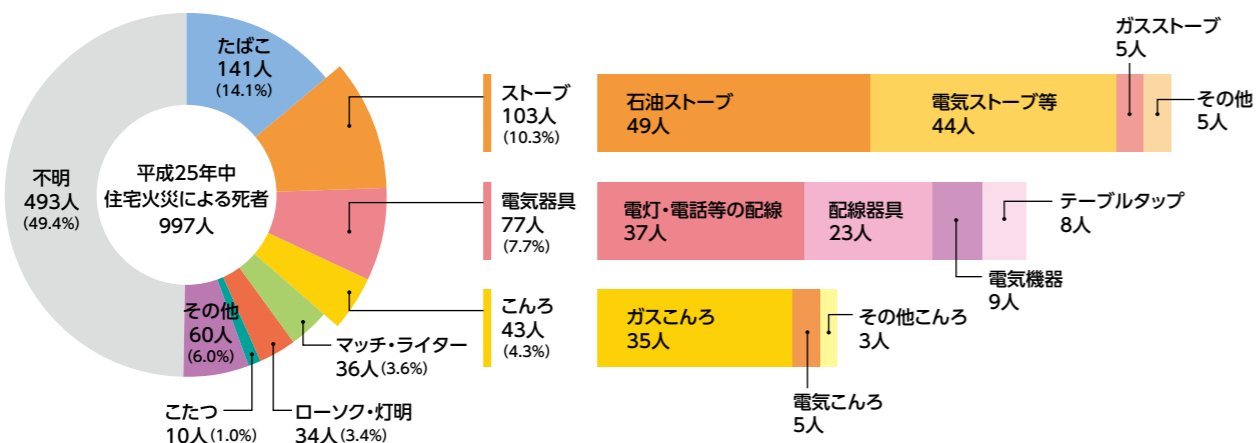
近年の住宅火災の死者数は千人前後の高い値を推移しており、多くの尊い生命が失われる状況が続いています。これらの火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人ひとりが生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も11月9日(日)から15日(土)までの7日間、「秋季全国火災予防運動」を実施します。

今回の火災予防運動では、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施や住宅用火災警報器の設置の働きかけをはじめとする「住宅防火対策の推進」や「放火火災防止対策の推進」、多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底といったことを重点目標として実施要綱に定めています。

なお、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施いたしますので、実施時期や内容等の詳細については、お近くの消防本部にお問い合わせください。

■ 住宅火災の発火源別死亡者数(平成25年中、放火自殺者等を除く)



実施要綱に  
定める  
重点目標

住宅防火対策の推進



放火火災防止対策の推進



特定防火対象物等における  
防火安全対策の徹底



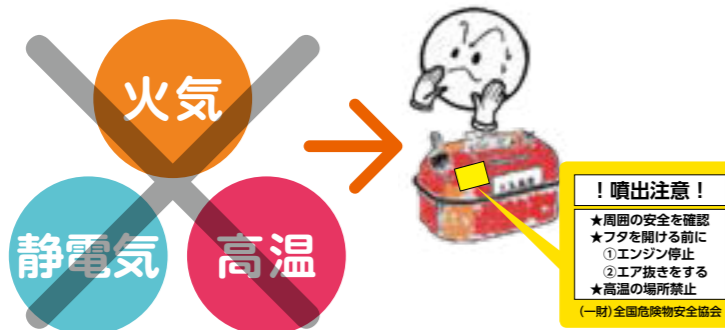
製品火災の発生防止に  
向けた取組の推進



多数の者が集合する催しに対する  
火災予防指導等の徹底



## ガソリンの取扱いに気をつけよう!



ガソリンは取扱い方を間違えると大変危険です!

- -40℃でも引火する。
- 揮発性が高く、その蒸気は空気より重い  
ため、低所に滞留しやすい。
- 静電気が発生しやすく、その静電気の火花によって火災が発生しやすい。

### 保管・注油時の注意事項

#### [保管時]

- 直射日光のあたる場所や高温の  
場所で保管しない。  
(冷暗所で保管する。)
- 保管時はフタをしっかりと閉める。
- 携行缶の規定容量を守る。

#### [注油時]

- 火気の近くで取扱わない。
- 周囲に人がいないか確認する。
- 通風・換気の良い場所で取扱う。
- ガソリンの噴出・吹きこぼしに注意する。
- フタを開ける前にエア抜きをする。
- ゆっくりとフタを開ける。

- 1 ガソリンは携行缶に入れましょう!
- 2 灯油用ポリタンクは、ガソリン用の容器ではありませんので、  
絶対に使用しないでください。
- 3 セルフスタンドなどでの一般客による携行缶へのガソリンの注油は厳禁です。
- 4 携行缶のふたを開ける前には、注意表示シールに書かれている事項を確認しましょう!

## 使わなくなった消火器はリサイクル窓口へ



長い間放置され  
腐蝕の進んだ  
消火器



使わなくなった消火器を放置していませんか。  
 消火器を屋外や水回りなどの湿気の多い場所に長い間放置すると腐食が進み、十分に機能しなかったり、破裂して事故につながる危険があります。  
 消火器は、お近くの消火器販売店などのリサイクル窓口への持ち込みや回収依頼、または郵送することでリサイクルができます。  
 使わなくなった消火器や、サビや変色などの腐食、キズやへこみのある消火器をお持ちの方は、放置せずにリサイクルをお願いいたします。  
 詳しいリサイクルの方法、お近くのリサイクル窓口については、消火器販売店または下記にお問い合わせください。

(株)消火器リサイクル推進センター  
 [ホームページ] <http://www.ferpc.jp/>  
 [代表電話] ☎03-5829-6773

行事やイベントに参加してみよう!

秋季全国火災予防運動の期間中には、全国各地で防災訓練や防火講演会といった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加してみてください。

平成25年中の住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者が7割を占めており、その割合は年々増加しています。  
 これは、年をとると目や耳が不自由になり、火災に気づくのが遅れたり、あるいは火災に気づいても若い人のように迅速に動けず逃げ遅れてしまふといったことが原因のひとつとして考えられています。  
 こういった高齢者を始めとする、火災発生時の要配慮者を地域ぐるみでサポートできるよう、積極的な取り組みを進めましょう。



## 平成26年度 春季全国火災予防運動の様子



長崎県 対馬市消防本部  
消防フェスタ



山口県 防府市消防本部  
離島大規模火災消防・海保合同訓練



宮崎県 日南市消防本部  
女性消防団員による高齢者宅防火診断



岩手県 北上地区消防組合消防本部  
災害防御訓練



愛媛県 八幡浜地区施設事務組合消防本部  
防火・防災キャンドル



栃木県 塩谷広域行政組合消防本部  
住宅用火災警報器設置促進活動



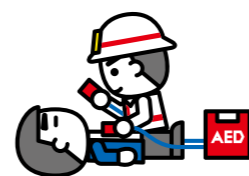
鳥取県 鳥取西部行政管理組合消防局  
ポンプ車・はしご車を使用した放水訓練



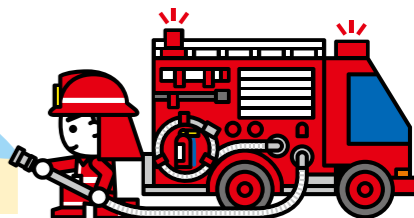
宮崎県 都城市消防局  
火災予防運動PRイベント「春の消防ひろば」



茨城県 水戸市消防本部  
車両火災・多数傷病者想定総合訓練



# 11月9日は 119番の日



消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。的確な119番通報が、迅速、確実な消防活動につながります。119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用下さい。



## 一刻一秒を争う消防活動

一刻一秒を争う消火・救命活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で865万件(平成25年中)にの

ぼっており、統計的にみると3.6秒に1回、全国で14.8人に1人が119番通報をしていることになりました。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。



▲富山県 県西部消防指令センター  
(高岡市消防本部、氷見市消防本部、砺波地域消防組合消防本部)

### 携帯電話から通報する際の 注意点

近年、携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は通報総数の約4割(平成25年中)を占めています。平成19年4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成26年4月1日現在、600消防本部でこのシステムが導入されています。全国的にこのシステムの導入が進んでいるところですが、位置情報が十分確認できないことがありますので、迅速かつ的確な消防業務を行うため、次の点についてご協力をお願いします。

- 通報場所の住所の確認をお願いします。分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。
- 確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままにしてください。



## 119番通報の 注意点



### IP電話から通報する際の 注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、原則、119番通報できません。自宅のIP電話が緊急通報に対応しているか、契約しているIP電話事業者に確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。



### 音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット(Eメール)による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報要領は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。





119番通報の際、消防本部の指令員から「火事ですか?救急ですか?」と聞かれます。  
また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。



なお、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、119番通報の際、通報内容から傷病者の生命が危険だと思われる場合、傷病者への気道確保や胸骨圧迫(心臓マッサージ)などの応急手当をお願いします。

# How to 119番通報

119番通報の訓練をしよう!

火災や救急が必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、各地の消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。

これは、事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。

それでは、イラストで「119番通報の訓練」の一例を見てみましょう



# こんなトラブル、どうしたらいい？

## 相談事例と対処法



トラブル

1

### 勧誘・営業活動に関するトラブル

サービス内容が分からない場合、加入する必要があるかどうか分からない場合、勧誘が強引だと感じた場合には、その場ですぐ契約(申込み)したり、曖昧な返事をせずに、契約内容を確認し、十分に検討を行うようにしてください。

#### 相談事例

**事例1** 現在加入している事業者からの電話と思い信用してしまい、パソコンの遠隔操作で別の事業者の設定になってしまった。無料期間経過後の料金請求で契約となっていることがわかり、契約から時間が経っているため取り消しにも応じてくれない。

**事例2** パソコンも持っていない高齢者宅に固定電話の契約変更と同時に必要のないインターネット回線の契約をさせていた。



#### 対処法

- 言われるままにパソコンの操作をしない。

よくわからないまま、電話で言われたとおりにパソコンの操作をしてしまい、遠隔操作が始まり、後は事業者が勝手にパソコンの設定を変えてしまう、という事例が増えています。先方からの求めに応じてパソコンを操作して、よくわからないまま同意や契約したことになってしまう事例が多いので、理解しないまま返事をしないようにしてください。

- あわてて契約しない。

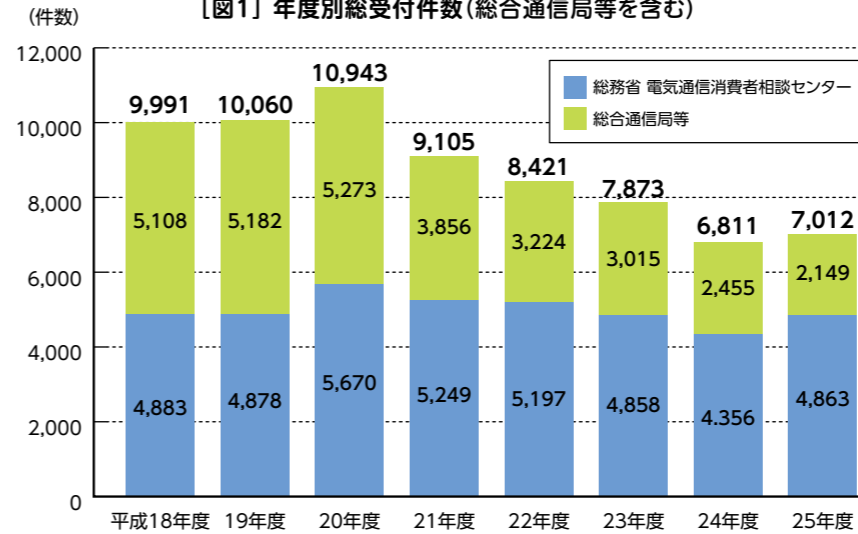
サービスの内容がわからない場合、その場ですぐ契約(申込み)せずに、わかるまで説明を聞いたり、書面の交付を求める等するほか、家族にも相談したりして決めるよう心掛けてください。

- 契約(申込み)する意思がない場合は、はっきりと拒否をする。

はっきりとしない意思表示を行うと、契約が成立したと任意に事業者が解釈し、手続が進められるおそれがあるため、曖昧な返事をせずに、はっきりと意思表示することが重要です。



【図1】年度別総受付件数(総合通信局等を含む)



【図2】苦情・相談の受付件数 上位10項目

| 苦情・相談の受付件数 上位10項目                               | 受付件数 ※        |             |             |
|---|---------------|-------------|-------------|
|   | 23年度          | 24年度        | 25年度        |
| 1 電気通信事業者との契約・提供条件に関するもの                        | 1,003 (20.6%) | 804 (18.5%) | 644 (13.2%) |
| 2 電気通信行政への照会に関するもの                              | 406 (8.4%)    | 314 (7.2%)  | 479 (8.8%)  |
| 3 電気通信事業者との料金トラブルに関するもの<br>(うち高額パケット料金請求に関するもの) | 380 (7.8%)    | 337 (7.7%)  | 422 (8.7%)  |
| 4 電気通信事業者等の顧客対応に関するもの                           | 267 (5.5%)    | 210 (4.8%)  | 411 (8.5%)  |
| 5 電気通信サービスのサービス品質に関するもの<br>(携帯電話の受信状況)          | 106 (2.2%)    | 129 (3.0%)  | 179 (3.7%)  |
| 6 迷惑メールに関するもの                                   | 217 (4.5%)    | 184 (4.2%)  | 159 (3.3%)  |
| 7 電話端末の故障・修理に関するもの                              | 116 (2.4%)    | 92 (2.1%)   | 129 (2.7%)  |
| 8 電話勧誘等営業活動に関するもの                               | 86 (1.8%)     | 102 (2.3%)  | 105 (2.2%)  |
| 9 アダルトサイト・ゲームサイト等の情報料をかたった<br>不当請求・架空請求に関するもの   | 140 (2.9%)    | 90 (2.1%)   | 95 (2.0%)   |
| 10 インターネット上の情報(掲示板等への書き込み等)に<br>関するもの           | 118 (2.4%)    | 63 (1.4%)   | 88 (1.8%)   |

※( )内の数字は電気通信消費者相談センターの総受付件数に占める割合

総務省は、電気通信消費者相談センターと各総合通信局等で、電気通信サービスに関する利用者からの苦情・相談を受け付けています。平成25年度の苦情・相談受付件数は7,012件と、前年より約3.0%増加しました。(図1)

平成25年度における苦情・相談の概要としては、総受付件数が増加した中でも、「電気通信事業者との料金トラブルに関するもの」、「電気通信事業者等の顧客対応に関するもの」及び「電気通信サービスのサービス品質に関するもの」が特に増加している点の特徴として挙げられます。

総務省は、引き続き各種広報活動による利用者への情報提供、必要に応じた電気通信事業者等への指導・要請などを行うとともに、スマートフォンの普及等の最新動向を踏まえ、電気通信サービスの利用者利益の保護に取り組みます。また、世界最高水準のICT社会の実現のため、安心・安全な利用環境の観点から、消費者保護ルールの充実等直面する課題への対応を中心に、中長期的な制度的対応も必要と見込まれる課題への対応に努めてまいります。

「ICTサービス安心・安全研究会」(座長 新美育文 明治大学教授)において、利用者が契約内容等をわかりやすく確認できる環境を実現させるための制度・方策について検討が行われております。詳しくは総務省HPをご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/ict\\_anshin/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_anshin/index.html)

総務省は電気通信消費者相談センター及び各総合通信局等において、電気通信サービスに関する利用者からの苦情・相談を受け付けています。電気通信サービスのトラブルにあわないようにするため最新の動向を踏まえた相談事例と対処法をご紹介します。

# 電気通信サービスの苦情・相談を受け付けています！

トラブル

4

## 利用した覚えのないサイトからの 不当請求・架空請求

### 相談事例

**事例** スマホに変えたばかりで操作に不慣れだったため、うっかり出会い系サイトの項目に触れてしまい、請求のメールが来るようになってしまった。



### 対処法

#### ● あわてて相手先業者に連絡しない。

業者に連絡をすると新たな個人情報を知らせることになり、様々な理由をつけて不当な要求を突きつけられたりします。

#### ● 全く契約した覚えがなければ無視する。身に覚えのない料金は絶対に払わない。

画面に「登録完了」等と表示されても、URLや年齢認証のボタンをクリックしただけでは、契約が有効に成立しているとはいえません。

#### ● URLやリンクをむやみにクリックしない。 怪しいアプリケーションはインストールしない。

アプリケーションをインストールする際には個人情報が先方に伝わる可能性があります。プライバシーポリシーを確認したり、アプリケーションの信頼性に関する情報を入手し理解するよう努めましょう。

#### ● 請求画面が表示され続ける場合には、 パソコンメーカーやプロバイダに相談する。

請求が脅迫めいている場合や、常識的に考えて迷惑な時間帯に何度も執拗に連絡してくるような場合は、恐喝等の犯罪に該当する可能性があります。最寄りの警察署に相談しましょう。お子様が携帯電話やパソコンを利用してトラブルに巻き込まれた場合には、保護者の方にすぐに連絡するよう、日頃からお子様に注意しておくことが重要です。



トラブル

5

## 迷惑メール

迷惑メールは、利用者側でも受信しないよう対策を講じることができます。

### 対処法

- 指定したドメインやアドレスからのメールのみを受信するように設定する。
- 自動振り分け(メールフィルタリング)サービスを利用する。
- メールアドレスを安易に公表しない。不用意に登録に同意しない。



### 平成25年度における電気通信サービスの苦情・相談概要

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban08\\_02000145.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000145.html)

電気通信消費者相談センター(03-5253-5900)と各総合通信局等の連絡先等については、総務省HPをご覧ください。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/syohi/madoguchi.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/syohi/madoguchi.html)

トラブル

2

## 料金に関するトラブル

電気通信事業者や代理店等には、契約内容などを契約する前に説明することが義務付けられています。一方で、利用者においても、サービス内容、料金その他の支払が必要になる経費、契約の解除に伴う制限や違約金の有無を積極的に確認するよう心がけましょう。

### 相談事例

**事例1** キャンペーン期間中に無料で契約したものが、実は2年契約自動更新で、解約時に料金が発生した。

**事例2** 本体0円で契約したはずが、解約時に料金の残額を請求された。2年使わないと0円にならないものは、0円とは言えないのではないか。

### 対処法

#### ● 契約内容を事前によく確認する。

サービスの内容・料金を、契約締結時によく確認しましょう。また、提供条件の確認等を後日行うことができるよう、契約締結時に交付された書面をしっかりと保存しましょう。

#### ● 利用目的にあった料金プランを選択する。

一定期間契約を継続することを前提にしたり、他のサービスなどとセットで契約することによって料金が割引になる場合、途中で契約を解除すると違約金が発生することがあります。契約時に窓口で利用目的をしっかりと伝え、利用目的に合った料金プランをよく確認し、パケット通信に関する説明を受けたり、カタログやホームページで十分に確認しましょう。また、携帯電話事業者は、定額制プランや料金が一定額を超えた場合の通知サービス等を提供している場合もあります。

#### ● キャンペーンの内容を確認する。

料金などについて目を引く書き方をしてあっても、適用になるには条件があり、条件についてはわかりにくく書かれている場合があります。条件が合わないとキャンペーンなどを受けられずに契約となってしまう場合もあるので、契約時によく確認しておくことが大切です。



トラブル

3

## 違法・有害なサイトの閲覧

### 相談事例

ブログや掲示板の中には、フィルタリングではブロックしきれない有害なものがある。

### 対処法

#### ● 携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスに加入する。

「フィルタリング」とは、インターネット上の出会い系サイト、アダルトサイト等の青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。加入すれば、違法・有害なサイトを閲覧できなくなります。

#### ● フィルタリングサービスの加入状況を確認する。

保護者の方がフィルタリングサービスを申し込まれていても、子供が保護者の了解を得ずに、フィルタリング設定を解除しているケースもあるようです。再度加入の有無を確認されることをお勧めします。







## 平成27年1月からの変更について

●今後、我が国の経済を考える上で、ネットショッピングによる消費の把握が重要になるため、平成27年1月から、家計消費状況調査において、ネットショッピングによる消費を商品・サービス別に調査します。これにより、世帯におけるネットショッピングによる消費の姿をより詳しく把握できるようになります。(調査結果は27年3月から公表します。)

- (具体例)
- ホテルや航空券などのネット予約(ネット決済と現地決済の双方)
  - 電子書籍や音楽などのデジタルコンテンツのダウンロード
  - お中元やお歳暮などの贈答品(自家用ではないため意識に入りにくい)
- また、インターネットによるオンライン回答が可能になります。

## 調査予定のネットショッピングの商品・サービスの品目

|                                      |                               |   |   |
|--------------------------------------|-------------------------------|---|---|
| <b>贈答品</b><br>(お中元・お歳暮、他の世帯へのお祝い品など) |                               | <b>化粧品</b>  |   |
| <b>食料</b>                            | 食料品                           | <b>自動車等関係用品</b><br>(自動車、オートバイ、自転車などの本体や部品を含む)                     |   |
|                                      | 飲料(酒類を含む)                     | <b>書籍</b> (雑誌などの印刷物を含む)   |   |
|                                      | 出前(弁当、宅配のピザなど)                | <b>音楽・映像ソフト</b> (CD、DVDなど)、<br><b>パソコン用ソフト、ゲームソフト</b>             |   |
| <b>家電</b><br>(周辺機器や部品、消耗品を含む)        |                               | <b>デジタルコンテンツ</b>  | 電子書籍<br>(新聞・雑誌などを含む)<br>ダウンロード版の音楽・映像、<br>アプリなど |
| <b>家具</b><br>(一般家具、室内装備・装飾品、寝具類など)   |                               | <b>保険</b><br>(生命保険、医療保険、自動車保険、火災保険など)                             |   |
| <b>衣類・履物</b>                         | 紳士用衣類                         | <b>宿泊料</b> (ホテル、旅館など)、<br><b>運賃</b> (鉄道、航空運賃など)、<br><b>パック旅行費</b> | インターネット上での決済<br>上記以外の決済<br>(インターネットでは予約のみ)      |
|                                      | 婦人用衣類                         |   |   |
|                                      | 履物・その他の衣類(子供用衣類、帽子、ネクタイ、靴下など) |   |   |
| <b>保健・医療</b>                         | 医薬品(医薬部外品を含む)                 | <b>チケット</b><br>(映画、演劇、コンサート、スポーツ観戦など)                             |   |
|                                      | 健康食品(サプリメントなど)                | <b>上記に当てはまらない商品・サービス</b><br>(アクセサリー、家事雑貨、消耗品など)                   |   |

お問い合わせやご不明な点は下記へご連絡ください。

**家計消費状況調査事務局 0120-00-4612** フリーダイヤル [平成26年12月初旬に開設します。]

※調査の実施業務を民間の調査機関に委託しています。

**総務省統計局消費統計課家計消費状況調査係 TEL:03-5273-1011**

調査についてご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

家計消費状況調査ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.htm>

# 平成27年(2015年)から 家計消費状況調査において ネットショッピングの把握 を充実します

### 家計消費状況調査について

家計消費状況調査は、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることや、インターネットを利用した購入状況の把握を目的として、約30,000世帯を対象に、毎月実施しています。



### ネットショッピングによる消費の動向 消費は右肩上がり

スマートフォンやタブレット端末などの普及によりICT(情報通信技術)が更に身近になったこともあり、ネットショッピングによる消費は、右肩上がりです。

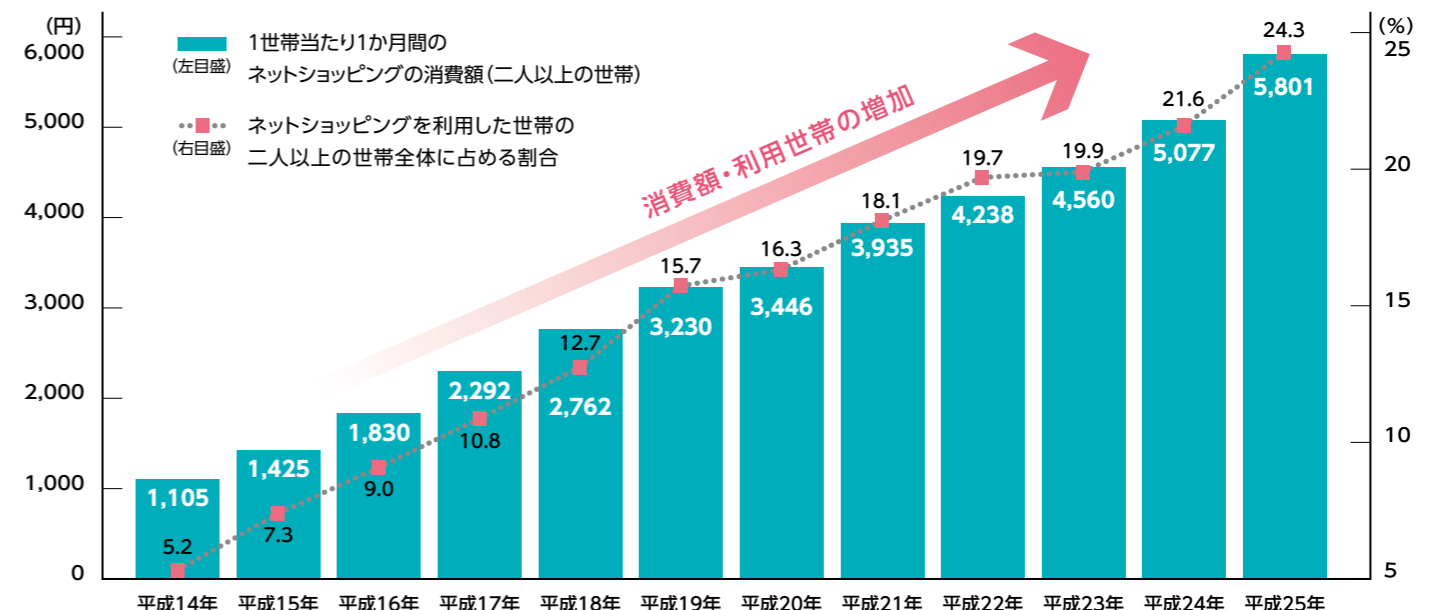
### ネットショッピングの消費額は 12年間で5倍超

平成25年(2013年)には、二人以上の世帯における1か月当たりのネットショッピングによる消費額が約5,800円と、調査を開始した平成14年(2002年)の5倍超に増加しました。

### 利用世帯は今や4世帯に1世帯 平成25年には24.3%

ネットショッピングの利用世帯の割合は、平成14年以降一貫して上昇を続け、平成25年には24.3%に到達しています。

1世帯当たり1か月間のネットショッピングの消費額の推移(二人以上の世帯、平成14~25年)

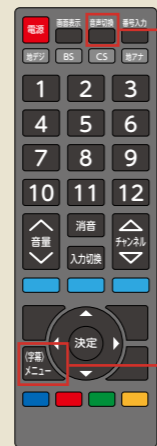




このように使います

| チャンネル | 番組名  | 開始時刻 | 終了時刻 | 字幕放送 |
|-------|------|------|------|------|
| 6     | 4.00 | 5.20 |      |      |
| 7     | 00字  |      |      |      |
| 8     | 8.45 | 00字  |      |      |

**【番組表】**  
新聞のテレビ欄の番組表をご覧くださいと「字幕放送」の場合は「字」、「解説放送」の場合は「解」の文字が示されています。



**【リモコン】**  
解説放送を聞くと  
副音声ボタン・音声切替ボタン  
字幕放送を見るとき  
字幕ボタン  
※リモコンのボタンの位置は一例です。リモコンのメーカー及び機種により操作ボタンの位置、操作方法が異なります。

字幕放送とは?

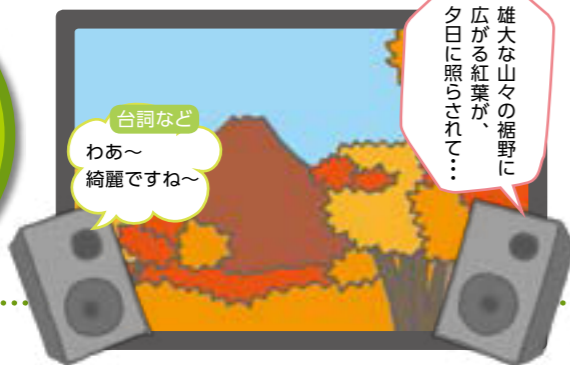


聴覚障害者の方や耳の聞こえにくくなった高齢者等のために、テレビ番組の音声を文字化して画面上に表示させるサービスです。字幕放送は、リモコンの字幕ボタンを押すことなどで表示できます。



現在、番組だけでなくCMにも字幕を付ける取組が進められており、一部のCMで実施されています。

解説放送とは?



視覚障害者の方がテレビ番組を理解できるように、画面の内容や場面の状況を説明する解説音声を追加するサービスです。

解説放送を利用するには、リモコンの副音声ボタン・音声切替ボタンを押すことなどによって、副音声チャンネルに切り換えてください。

手話放送とは?



聴覚障害者の方のために、テレビ番組の内容について、手話による同時通訳を表示するサービスです。

一部のニュース番組や情報番組などで行われています。

総務省 視覚障害者向け放送の普及促進

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/b\\_free02b.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/b_free02b.html)

# 視聴覚障害者や高齢者に配慮した字幕放送などの普及促進

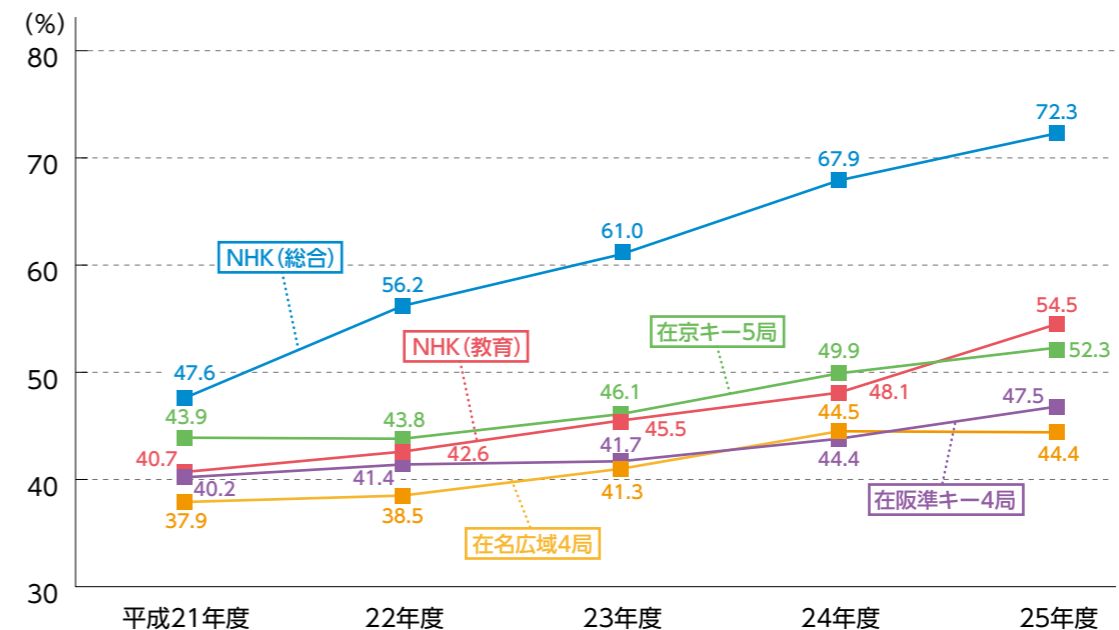
総務省は、平成29年度までの視聴覚障害者向け放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、各放送事業者の自主的な取組を促すなど、視聴覚障害者や高齢者に配慮したテレビジョン放送の普及促進に取り組んでいます。

総務省では、字幕放送や解説放送など視聴覚障害者向け放送の拡充を促進するため、平成29年度までの普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定しています。平成24年10月には、同指針の見直しを行い、手話放送や大規模災害等緊急時放送の字幕付与についても目標に盛り込みました。

NHK、在京キー局等では、指針に基づき自主的な目標を定め、字幕放送等の視聴覚障害者向け放送の拡充に取り組んでいるほか、総務省としても、これらの番組制作費の一部助成や、実施状況のフォローアップとして視聴覚障害者向け放送の割合等の公表を毎年行っています。また、総務省の検討会<sup>\*</sup>において字幕付きCMの普及策等について検討を行い、本年7月に取りまとめを公表し、別途、関係者による協議会が発足することになっています。

\*「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」

総放送時間に占める字幕放送時間の割合



放送事業者の取組等により、字幕放送時間の割合は着実に増加してきています。

テレビを通じ  
誰もが情報を得られる環境へ

地方の  
かがやき

# 岩手県 二戸市

郷土の歴史を遡り、今も息づくまちの宝を丹念に探し出し、磨き上げていく。その活動がまちを輝かせています。

約800本の漆が生育されている浄法寺地区にある漆畑。幹に黒く残る筋は漆掻きの跡。

## PROFILE

人口…29,001人（平成26年9月末現在）  
面積…420.31km<sup>2</sup>  
H P…<http://www.city.ninohe.lg.jp/>

## 二戸市の歴史

二戸市は、青森県と県境を接する岩手県内陸部の北端に位置し、まべちがわ馬淵川の河川段丘と、その支流安比川の流域に市街地が広がっています。東北新幹線によって東京と約2時間40分、盛岡と22分で結ばれ、県北の政治・経済・文化の中心地となっています。戦国時代、豊臣秀吉の天下統一に最後まで抗ったくのみへまさびねのめいさつせとうちやくちょう九戸政実の居城「国指定史跡・九戸城跡」、東北最古の名刹であり、瀬戸内寂聴さんが住職を務めた「天台寺」など、歴史文化と豊かな自然が調和した地域です。



## わが町 自慢

岩手県生まれの黄色いリンゴ「はるか」。ゴールドデシリヤスにスターキングを交配した品種で、蜜入りがよくしつかりした甘みとシャキシャキとした食感が特長です。JA全農いわてでは、この「はるか」の中から、一個一個光センサー選果機で糖度と蜜入りを測定し、高い水準を満たしたリンゴを「冬恋」というブランド名で販売しており、人気を集めています。出荷時期は12月で、「冬恋」生産量の約半数は、二戸市のリンゴ農家が作っています。



厳選リンゴ「冬恋」

## 地域の宝を生かした まちづくり

二戸市の「戸」には、「地区」「地方」という意味があるそうです。鎌倉時代、このあたりは軍馬の育成に適した土地柄で、9つの「戸」（牧場）に分かれて治められていました。その名残が引き継がれ、現在も岩手県北部から青森県南部にかけて、一戸から九戸まで「戸」のつく地名（四戸は除く）が残っています。

このような歴史をもつ同市には、古くから伝わる文化や自然、産業などが数多くあります。これら貴重な資源を「宝」と考え、地域に眠る「宝」を掘り起こして、エコツーリズムなど地域の活性化につなげようと、平成4年からすでに20年以上にわたって「宝を生かしたまちづくり」を市民と一緒に進めています。

## 貴重なまちの資源を再発見する 「宝さがし」は、地域おこしの原点

### 市民と地域おこし協力隊の 二人三脚で宝さがし

こうした活動に新たな風を吹き込むために、同市では平成24年7月、「地域おこし協力隊」の募集を行いました。「地域おこし協力隊」とは、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として受け入れ、地域力の維持・強化を図る取組です。

同年11月、応募者の中から委嘱された2人の隊員が同市に移住し、新しい「宝」を探す活動を開始しました。

「活動を重ねるごとに地区の皆さんも積極的になって、私も楽しませてもらうことができます」と話すのは、地域おこし協力隊員の野澤優介さん。聞き取り調査や資料集めなどで検討を重ね、野澤さんたちが新たな宝さがしのフィールド



野澤優介さん

さがしのフィールドワーク中の隊員

もう一人の隊員、永井尚子さんは「お年寄りの方たちは地域外の若い人と触れあうのがとても新鮮で刺激があったようで、話を伺った、埋もれていた記憶が次々と蘇ってきました」とその時の様子を語ってくれました。



永井尚子さん

これらの活動には、市外の学生やエコツーリズムの専門家なども加わり、地区の人たちと協力して進めています。



宝さがしのフィールドワーク中の隊員

サイトギ



似鳥地区にある似鳥八幡神社は、天正5年(1577)に修復されたという言い伝えが残る由緒ある神社。旧暦1月6日にあたる2月上旬、春の例大祭として行われる行事が「サイトギ」です。国の登録無形文化財に指定されています。

この伝統行事では、旧暦元旦に五穀入りのお米盛りを神前に供えます。そして旧暦1月6日の夜8時頃、下帯姿の若者たちが水垢離をした後、寒風に吹かれながら境内のお堂を参拝して巡ります。境内では井桁に組んだ生木が燃え盛り、お堂を巡ってきた若者たちがこれを囲み、丸太で突きながら井桁を揺さぶります。この時に舞い上がった火の粉の流れる方向で、その年の豊作・凶作を占います。南への流れが豊作の予兆といわれています。また、神前に供えたお米盛りの欠け方でも、同様に吉凶を占います。



浄法寺の漆を使用した漆器や漆芸品を厳選し展示・販売する「滴生舎」の内観

この土地に息づく文化と技を見直しながら、まちの魅力を全国へ、そして世界へ発信しています。

豊かな自然と歴史の足跡を残す川又地区



弘法大師の伝説がある湧水



御山街道の宝マップ



将来の浄法寺漆を担う職人を養成する研修制度を実施



下地から惜しみなく浄法寺漆を使用(二社一寺の修復現場)



乳幼児から漆器に親しむ様子



お匙は口当たりが良いと好評



ニューヨークMTCキッチンでの展示販売会の様子(昨年度)

世界遺産の修復にも  
日本一の漆の生産地

ウルシの木の樹液である「漆」。9千年前の縄文時代から、塗料や接着剤として用いられ、わが国の伝統文化になくてはならない天然塗料です。ところが近年では、ほとんどが中国産となり、国産の漆はわずか2%ほど。その国産漆の約7割を占める日本一の産地が同市の浄法寺地区です。

国産漆は外国産に比べて主成分のウルシオール含有率が高く、塗膜が丈夫で長持ちするといわれています。特に同地区で生産される「浄法寺漆」は良質な漆として知られており、その品質は高く評価されています。そのため、文化財の保存修復に重宝され、世界遺産に登録されている平泉の中尊寺金色堂や京都の鹿苑寺金閣をはじめ、日光の二社一寺の修復にも使用されています。同市では国産漆の伝統を守るために、技術の継承や後継者の育成、ウルシの植樹などさまざまな取組を進めています。

地元から海外まで  
伝統文化を広げていくために

同市は「浄法寺塗」として知られる漆器づくりの里でもあり、漆器の需要開拓にも力を注いでいます。首都圏の飲食店で実際に漆器を使うてもらい、その反応を聞くモニター調査などのほか、都内各地のギャラリーでの展示販売も積極的に行っています。さらにニューヨークでのフェアに出展するなど、海外での販路拡大にもチャレンジしています。

「うるしはじめ事業」もユニークな取組です。これは、幼いうちから漆器に親しむ機会をつくらうと、同市の赤ちゃんを対象に「浄法寺塗」の器と匙を貸し出すもの。地元から海外まで、漆という伝統文化を受け継ぎ広げていくために、地域をあげて取り組んでいます。



一般財団法人日本防火・危機管理促進協会



消防庁 全国消防長会

# 秋の全国火災予防運動

11月9日～11月15日



もういいかい  
**火を消すまでは**  
まあただよ

このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



宝くじ